

サークル申請時に必ず読んでください

※同じ趣味を持つ組合員が自分たちで楽しむ、向上することを目的に集まったグループがサークルとして登録できます。講師や先生の指導を受け、そこに金銭が発生する（教室など）は登録できません。

①「調査のための費用」「会場費」の考え方について

補助は「組合員さんの学びたい、勉強したい」というお気持ちを応援するものです。対象は「活動する中で調査・研究するのに必要な費用」としています。具体的には「書籍購入・資料のコピー、調べる商品の購入費」などです。使用についてわからない場合は 機関運営部電話 0985-32-1234 までお問い合わせください。なお、必ず会計報告の際に領収書(コピー不可)が必要です。また以下の内容は該当しませんのでご注意ください。

- ① 交流会やお食事会にかかる費用(飲食物や交流会用の備品、交流会での商品など)
⇒交流会は「研究・調査」ではなく、メンバーのみなさんの交流として考えています。
- ② サークル目的以外で購入した備品(フリーマーケットやクリスマス会など)
⇒サークル本来の目的のための「調査・研究」ではないと考えています。

サークル補助費は、組合員さんの大切な財産からの補助です。使用については、多くの組合員さんが妥当だと思えるような使い方をして下さい。

【重要】登録申請できるのは、1つのサークルだけとなります。2つ以上のサークルに同じ人が重複して申請することはできません。申請後、重複登録されていた場合は、補助を返していただくこととなりますので、予めご了承ください。

「会場費」

会場費は、公民館など「公共の会場」を借りた際の使用料の一部として、

〔月当たり1000円以内、年間トータル12,000円を上限に〕

補助いたします。なお必ず領収書(コピー不可)が必要です。通帳使用の場合はご相談ください。4～9月までに申請した場合は上限12,000円、それ以降の申請は6,000円を上限とします。また、会場費の補助を調査の費用にあてることはできません。

②「印刷機・施設の利用」

サークルの会報や連絡網などを印刷する時に紙と印刷機を使うことができます。内容を確認の上利用を許可しますので、「サークル補助追加申請書」と一緒に「印刷するもの」をお送りください。

ファックス 0985-32-3355

③「会議室の利用」

支所や本部会議室の使用ができます。必要な場合は「サークル補助追加申請書」を提出してください。なお、業務上の使用を優先しますのでお断りすることもあります。

④「活動報告」について

サークル活動に生かしていただく目的で「活動報告書」を提出していただき、提出されたものを取りまとめて冊子として配布いたします。

サークルについてのお問い合わせは…

